さぬき市働き方改革推進支援業務公募型プロポーザル実施要領

１　趣旨

この要領は、さぬき市（以下「市」という。）が働き方改革推進支援業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、優れた提案及び能力を有し、最も的確と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

２　業務名称

さぬき市働き方改革推進支援業務

３　業務内容

別紙「さぬき市働き方改革推進支援業務委託仕様書」のとおり

４　委託期間

契約締結の日から令和２年２月２８日（金）まで

５　委託料（上限額）

４，４００千円（消費税および地方消費税相当額を含む。）

６　スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

内　容	日時等
プロポーザル実施公告	令和元年５月１６日（木）
質問の受付期間	令和元年５月１７日（金）～５月２３日（木）正午まで
質問に対する回答期限	令和元年５月２９日（水）
参加申込書の提出期限	令和元年５月３１日（金）午後５時まで
企画提案書等の提出期限	令和元年６月６日（木）午後５時まで
選定会議（プレゼンテーション）	令和元年６月１２日（水）（予定）
選定結果の通知	令和元年６月１４日（金）（予定）
業務委託に係る契約締結	令和元年６月２１日（金）（予定）

７　参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する法人又は団体とする。

⑴　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、同法に基づく更生計画認可の決定を受けた者は、更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。

(3) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。ただし、同法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者は、再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。

(4) 国又は地方公共団体との契約に関して、参加申込書の提出の時点で、履行期限までの間に、指名停止の措置を受けている、又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) 参加者若しくは参加者の役員等（役員として登記又は提出されていないが実質上経営に関与している者を含む。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）関係者ではないこと。又は暴力団関係者が参加者の経営に実質的に関与していないこと。

(6) 市と同規模又は同規模以上の地方公共団体において、本業務と類似の業務実績を有すること。

8　参加申込書及び企画提案書等の提出

(1) 参加申込書の提出

　本プロポーザルに参加する意思のある事業者は、６に定める期限までに、参加申込書（様式１）を１３に記載する提出先に持参又は郵送（配達記録が残るもの）により提出すること。

(2) 企画提案書等の提出

　前号の参加申込書を提出した事業者は、６に定める期限までに、次に掲げる書類８部を１３に記載する提出先に持参又は郵送（配達記録が残るもの）により提出すること。

①業務実施体制（任意様式。Ａ４版片面（以下同じ。）２枚相当以内。）
②総括責任者、実施責任者等の経歴（任意様式。１枚以内。）
③企画提案書（任意様式）
④業務工程表（任意様式。具体的なスケジュールを記載すること。また、工程毎に市と参加申込者との役割分担が分かるように記載すること。）
⑤業務実績書（任意様式。平成２６年度以降の類似業務履行実績を記載すること。）
⑥見積書（任意様式）

9　質問受付及び回答

(1) 受付

　６に定める期間内に、質問書（様式２）を１３に記載するメールアドレス宛て

に提出すること。なお、方法は電子メールによるものとし、訪問や電話による質問は受け付けない。

(2) 回答

質問に対する回答は、６に定める日時までに市ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答内容が質問者の具体的な提案事項と密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する場合もある。なお、質問内容によっては回答しない場合もある。

１０　企画提案の審査等

(1) 審査方法

市の関係部課等の職員で構成する選定会議において、参加申込者から提出された企画提案書等の内容に係るプレゼンテーション及び質疑応答を実施し、第３号に定める審査項目についての評価を行う。評価合計点の多い順に順位を決定し、最多得点の参加申込者を委託候補者とし、第２位を次点候補者として選定する。

なお、参加申込者が４者を超える場合には、書面審査による１次選定を行い、上位者のみをプレゼンテーション対象とすることがある。また、プレゼンテーションは企画提案書により進めることとし、市職員が求めた場合を除き、他の資料の使用は認めないものとする。

(2) プレゼンテーションの実施

６に定める日時に非公開で実施する。なお、参加申込者個々の実施時刻や会場等は、別途個別に通知するものとし、出席者は３名まで、所要時間は説明２５分以内、質疑応答１０分以内とする。プロジェクターを使用する場合は、プロジェクター、スクリーン、レーザーポインター及び電源は市が用意する。

(3) 審査項目

①企画提案の内容

・地方自治体の業務の性質を把握し、働き方改革の必要性を理解しているか。
・働き方改革に対する市職員の意識改革が期待できるか。
・時間外勤務の縮減を目指す具体的な提案があるか。
・その他、仕様書に記載する業務内容に対する独自提案があるか。

②実施体制

・本業務を的確に遂行するための人員、体制、スケジュールは妥当であるか。

③遂行技術力

・本業務を遂行するために必要な知識と経験を有する人材を配置しているか。

④受託実績

・本業務と類似の業務実績がどの程度あるのか。

⑤価格

・本業務に要する経費は効率的で妥当か。

(4) 選定結果の通知

選定結果はプレゼンテーション参加者に対して文書で通知するものとし、通知後は、市ホームページにて公表する。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

(5) 失格

次の各号のいずれかに該当する場合は失格とする。

①参加資格の要件を満たさなくなった場合

②提出期限に遅れた場合

③提出した書類に虚偽の記載があった場合

④選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(6) 参加辞退

参加申込書提出後、都合により参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式３）を持参又は郵送（書留又は簡易書留とする。）により提出すること。

１１　業務の委託契約

審査結果により委託候補者と選定された事業者を優先交渉者として随意契約の交渉を行い、両者の合意に基づき、所定の手続に従い契約を締結する。ただし、当該合意に至らない場合は、次点候補者と交渉を行うものとし、同様に契約を締結する。

１２　その他

(1) 企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに係る費用は、参加申込者の負担とする。

(2) 提出期限後の書類の修正若しくは変更、差替え又は再提出は、原則として認めない。

(3) 提出書類は、審査以外の目的には使用しない。ただし、委託候補者と選定された企画提案書については、市の説明責任を果たす観点から、その内容を必要な範囲で公開することがある。なお、さぬき市情報公開条例（平成１４年さぬき市条例第１１号）の規定に基づく開示請求があった場合、いずれの企画提案書も公開することがある。また、選定結果にかかわらず返却しない。

(4) 本要領に定めのない事項並びに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

１３　問合せ先・書類提出先

さぬき市総務部秘書広報課　人事給与係

〒769－2195　香川県さぬき市志度５３８５番地８

ＴＥＬ　087-894-6372　ＦＡＸ　087-894-4440

E-mail　hisyo@city.sanuki.lg.jp